

# 障害者差別解消法の改正内容 ～合理的配慮の義務化と地域協議会の設置～

特定非営利活動法人 こみっと

(日高圏域障がい者総合相談支援センターこみっと)

地域づくりコーディネーター 石黒 建一

# ここでお伝えすること

## 1) 障害者差別解消法の改正内容

- 事業者による合理的配慮の提供の義務化
- 相談に対応する人材を育成、確保する責務の明確化
- 情報（事例等）の収集、整理及び提供の努力義務化

## 2) 地域協議会の設置と期待される役割

「地域協議会」：障害者差別解消支援地域協議会

※内閣府主催「障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会」  
(2022年2月)の説明内容を抜粋してお伝えします。

# 障害者差別解消法

## 【目的】

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること

### 「合理的配慮をしないこと」

障害者差別解消法では、役所や会社、お店などの人が、障がいのある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となる

#### ※合理的配慮

どちらか一方の立場が強くなる関係ではなく、等しく平等の関係を築くことができるよう、無理のない範囲で調整を行うこと

### 「不当な差別的取扱い」

「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」と考えられる

※通路が狭くて車いすが通れないなど、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともある

# 障害者差別と思われる事例

領域	内容
福祉	町立の保育所に入所を拒否された
サービス提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ツアー旅行に申し込んだら、付き添いがあっても利用を拒否された</li><li>・ 町内のイベントに参加しようとしたら、「障害者は来るな」と言われた</li><li>・ 食事をしにお店に入ったら、入店を断られた</li></ul>
雇用	障害者という理由で正規職員にしてもらえない
教育	子どもの知的障害を理由に、「親に付き添い」を入学条件とされた
交通アクセス	電車が遅れているときに、何が起きているのかわからず、筆談で駅員に尋ねたら面倒くさいと嫌な顔をされた
医療	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医師に「うちは手話ができないから手話のできるところに行ってほしい」と言われた</li><li>・ 耳が不自由なので、夜間急病診療所に電話での問合せができないが、FAXやメールなどほかの受付対応がない</li></ul>
不動産	マンションを借りるとき、障害児がいると不動産屋に言ったら、「大家に引っ越してくれと言われたら引っ越す」と一筆書かされた
その他	障害者とわかると、応対が横柄、差別的・威圧的になる

# 社会的障壁

## 「障害者が暮らしにくくなるすべての事物」と定義

※障害者基本法では、  
障壁となる物を「事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」としている

障壁	内容
物理的な障壁	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物に段差があって入れない</li><li>・道路に点字ブロックがない</li><li>・車いすに乗ったままでは自動販売機のボタンが押せない など</li></ul>
制度的な障壁	<ul style="list-style-type: none"><li>・資格を取りたくても、障害があると取れない資格がある</li><li>・盲導犬と一緒にお店に入ろうとしたら、動物はだめと断られる</li><li>・点字で試験をしてくれない など</li></ul>
文化・情報面の障壁	<ul style="list-style-type: none"><li>・チャイムや放送の音が聴こえない</li><li>・機会のボタンが多すぎて、どうしたらいいのかわからない</li><li>・テレビや講演会で、何を言っているのかわからない など</li></ul>
意識上の障壁	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者だからできないのは仕方ない</li><li>・障害者の子どもは障害者になるから、子どもを産んではいけない</li><li>・障害者は怖い。この辺りに施設を作ってほしくない など</li></ul>

# 障害を理由とする差別を解消するための対策

	合理的配慮	不当な差別的取扱い
行政機関等 (役場など)	<b>義務</b> (可能な範囲で合理的配慮 をしなければならない)	<b>禁止</b>  (正当な理由がない限り 障害を理由とする 差別的取扱いは禁止)
事業者 (民間企業など)	<b>努力義務</b> ↓ (令和3年度改正) <b>義務</b>	

※障害者差別解消法は、障害者に対して優遇措置を取るよう求めているわけではない。

障害の有無に関係なく、同じ社会の中で同じように生活をするために、必要な措置を行うことが根本にある。



# 障害者差別解消法 令和3年度改正の概要

## 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

### 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

### 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

### 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

### ※ 施行期日

公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

# 障害者差別解消支援地域協議会（地域協議会）

## 第17条第1項

- 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。



# 地域協議会設置のメリット

内閣府のガイドラインでは、主に次の4点が取り上げられている。

1. 相談への迅速かつ適切な対応
2. 紛争解決に向けた対応力の向上
3. 職員の事務負担の軽減
4. 権利擁護に関する意識のPR

# 地域協議会に期待される役割 1/3

## 事業者における合理的配慮の提供義務化

1. 今回の法改正で最大のポイントは事業者における合理的配慮の提供が義務化されること
2. これまでとは異なり、障害者側からも事業者側からも合理的配慮の提供に関する相談が増える可能性がある
3. その際、単に負担が過重か否かではなく、建設的対話を促進するためのアイデアを提供する役割が地域協議会に求められる

## 相談に対応する人材育成や確保

1. 差別解消法における相談は自治体が「相談に的確に応じる」とともに、紛争の防止と合わせて「体制の整備を図る」ことになっている
2. 相談に対応する人材とは必ずしも障害福祉担当部署の職員に限らず、地域協議会における事例検討などを通じて広く関係者の相談対応スキルを高める方法も有効
3. 実事例がなければ架空事例でも問題なし

## 情報（事例等）の収集、整理、提供等

1. これまで障害を理由とする差別解消等の情報（事例）収集、整理や提供は国の責務とされたが、法改正により自治体も努力義務になる
2. 差別解消等の「事例収集」については、相談対応人材の育成を兼ねて、実事例にこだわらず架空事例の検討も含めることで幅が広がる
3. これから事業者における合理的配慮の提供が義務化される動きと合わせて重要性が増す

# 地域協議会の具体的な活動内容の例

## ●障害者へのアンケート調査を実施する

合理的配慮と思われる事例（嬉しい気持ちになった手助けの事例）を収集することで、良い面を伸ばす方向の取組につなげる

## ●事業者へのアンケート調査を実施する

日常的な接客がすでに合理的配慮になっていることもある点に言及。また、調査を行うことが合理的配慮の提供義務化や法律の周知にもつながる

## ●事例検討会を通じて、合理的配慮、建設的対話に向けたアイデアやノウハウを蓄積する

実際の相談は多くないことが想定されるため、他の地域協議会の事例や架空の事例等も参照可。とりわけ事業所における合理的配慮の提供を中心に検討する

# 地域協議会がないと…。

※逆説的思考

1. 窓口ごとに対応がばらつき、要らぬトラブルを招きかねない
2. 障害福祉担当部署（などの特定の部署）が課題解決のすべてを背負わなければならなくなる
3. 合理的配慮や建設的対話の段階が上がらない
4. 行政や事業所側、障害当事者側双方の理解が進まない（差別解消法の理解を含む）



同じ問題が繰り返されてしまう



# 地域協議会の設置に向けた工夫・アイデア

- 既存の自立支援協議会（協議会）や虐待防止ネットワーク等に併設（部会として設置）するなど、立ち上げの負担を軽くする
- それが難しければ、既存の会議体で障害者差別解消に関する議題を設定するところから始める
- 町村部においては自治体をまたぐ事例も想定されることから、近隣自治体との合同設置も考えられる



（たとえ法改正がきっかけだとしても…）

**地域づくりの視点で前向きな検討を！**

# 関連サイトのご紹介



 <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>